

令和7年11月17日(月)
在宅医療・介護連携推進に係る多職種合同意見交換会

生産性向上へむけたDX推進

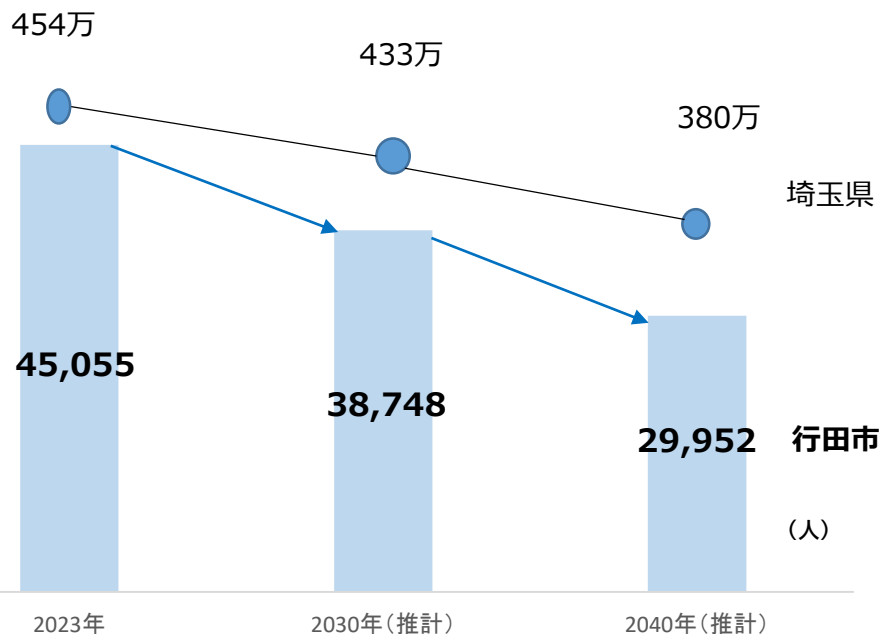
行田市高齢者福祉課

- (1) 介護情報基盤
- (2) ケアプランデータ連携システム（国保中央会）
- (3) 行田市ケアプランデータ連携システムライセンス料等補助金

第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第2回策定委員会資料

1.生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の推移

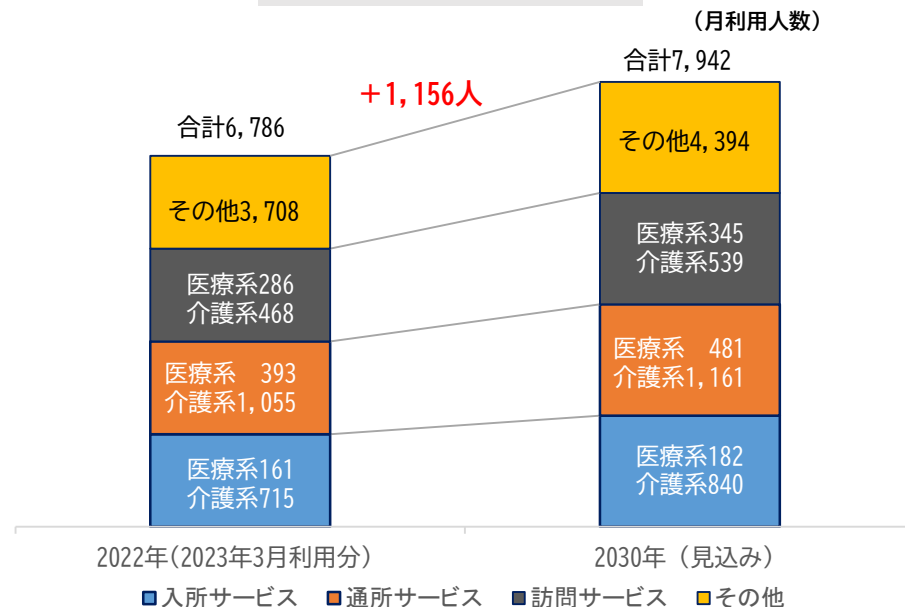
- 生産年齢人口は2040年に向けて、急減していく見込み。
行田市では2040年は2023年と比較して、**約3分の2に減少する。**
- 介護分野における人手不足も深刻化するおそれが高い。
(市有効求人倍率：2.51倍（2023年5月現在）)



2.必要となる介護サービス量と介護人材の見込み

- 2030年には、すべての介護サービス量が増加する見込みのため、これらのサービスを提供するためには、現状より+190人の介護人材の確保が必要。
(+190人は有資格者以外の人材も含む)
- 生産年齢人口の急減見込みを踏まえれば、特に人手を多く必要とする入所サービスの供給増加は困難ではないか。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことが出来るようにするためには、入所以外のサービスをより充実させることが必要ではないか。

介護人材（医療・看護人材）が
+190人必要となる見込み



- ・入所サービス（介護系） 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム 等
- ・入所サービス（医療系） 介護老人保健施設 等
- ・通所サービス（介護系） 通所介護 等
- ・通所サービス（医療系） 通所リハビリテーション 等
- ・訪問サービス（介護系） 訪問介護、訪問入浴介護 等
- ・訪問サービス（医療系） 訪問看護 等
- ・その他 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援 等

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】 介護情報基盤の整備

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）
令和6年7月8日

資料1
（一部
改変）

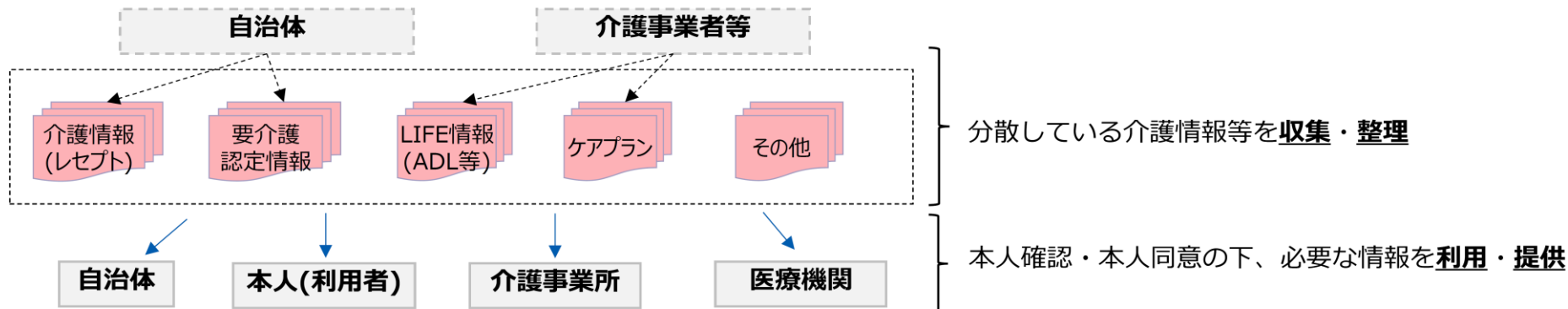
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

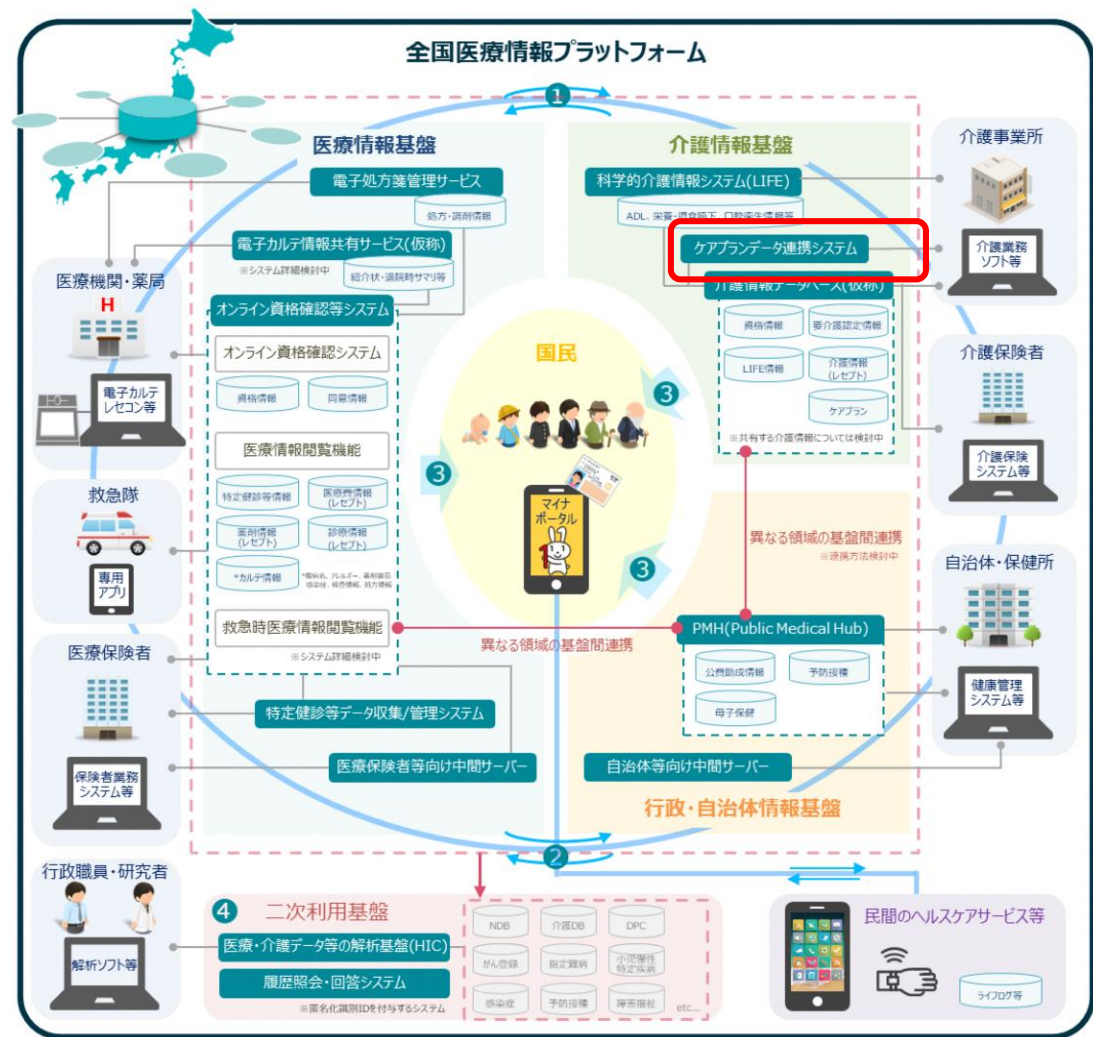
<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



社会保障審議会 介護保険部会 (第119回)	資料3 (一部 改変)
令和7年4月21日	

介護情報基盤の概要 - 背景 -

- 医療機関、介護事業所、自治体等で分散する保健・医療・介護の情報を、共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築を進めている。
- 介護情報基盤は、介護情報等を閲覧共有・管理するための情報基盤であり、令和8年4月から稼働を開始する予定。



「医療DXのユースケース・メリット例」

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられ
 ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられ

2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
 ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。

3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

✓ 予約券や接種券がデジタル化され、速やかに接種動員が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予約票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
 ✓ 自分の健康状態や病歴に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。

4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

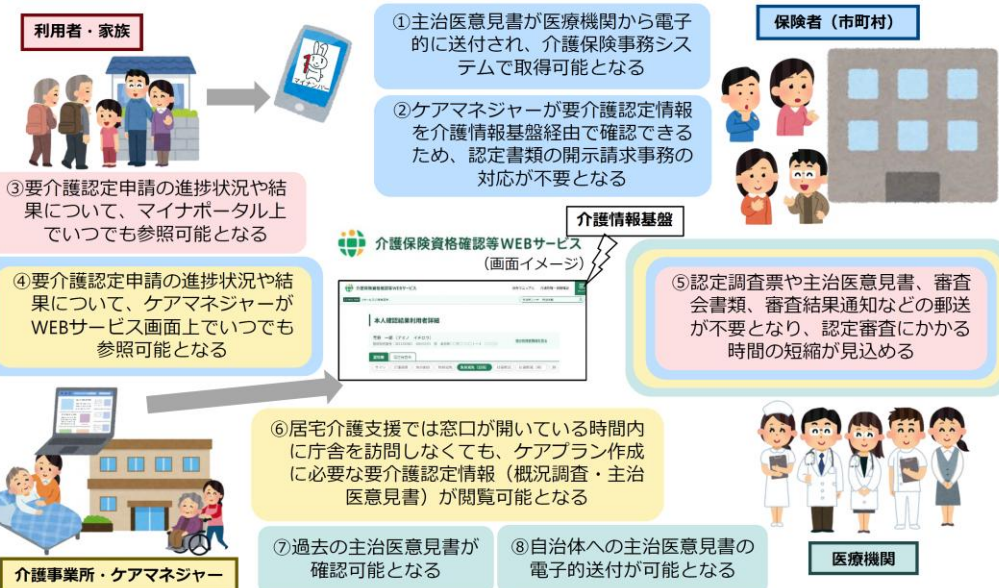
✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
 ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療的・確な診断が可能になる。

二次利用データベース群(例)

介護情報基盤の概要 業務の変化①
 一 要介護認定事務の電子化

社会保険審議会
 介護保険部会 (第119回)
 令和7年4月21日 資料3

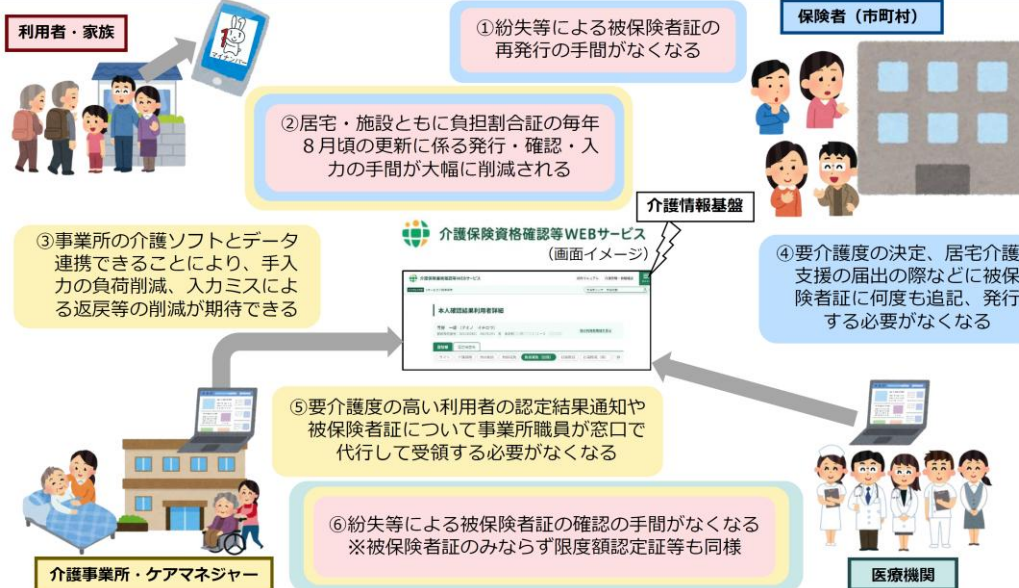
効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。(例:④は介護事業所・ケアマネジャー、保険者の2者)



介護情報基盤の概要 業務の変化②
 一 介護保険被保険者証の電子化

社会保険審議会
 介護保険部会 (第119回)
 令和7年4月21日 資料3

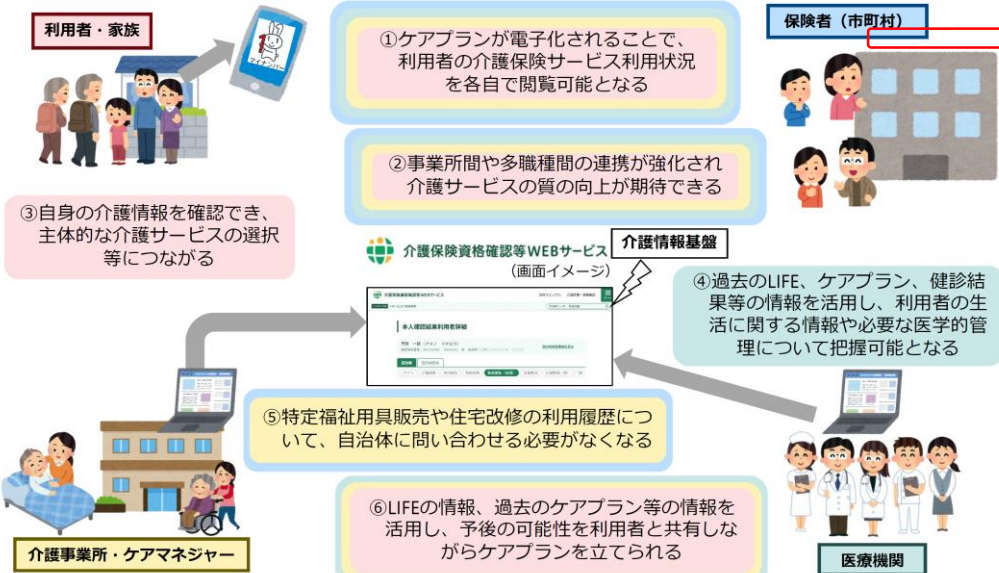
効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。(例:①は利用者・家族、保険者の2者)



介護情報基盤の概要 業務の変化③
 一 LIFE情報・ケアプラン・履歴/上限額の電子化

社会保険審議会
 介護保険部会 (第119回)
 令和7年4月21日 資料3

効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。(例:①は4者すべて)



出典:厚生労働省老健局老人保健課 介護保険計画課「令和7年度第1回介護情報基盤に係る自治体説明会」令和7年9月2日



✓ 厚生労働省HP「介護情報基盤について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59231.html

✓ 介護情報基盤ポータル
<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>



介護情報 基盤
 ポータル

公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポート」
<https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

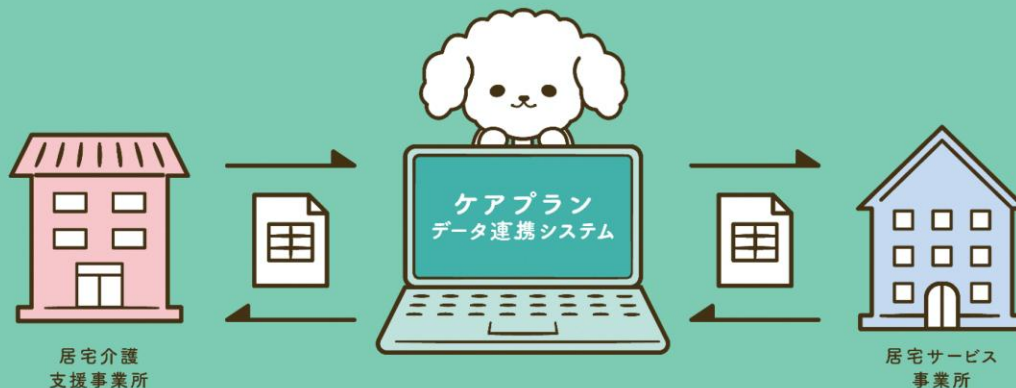


6/26 地方公共団体／国民健康保険団体連合会向け
オンラインセミナー

ケアプランのやりとりを、紙からデジタルへ。

ケアプランデータ連携システムについて

～ システムの全体概要と機能 ～



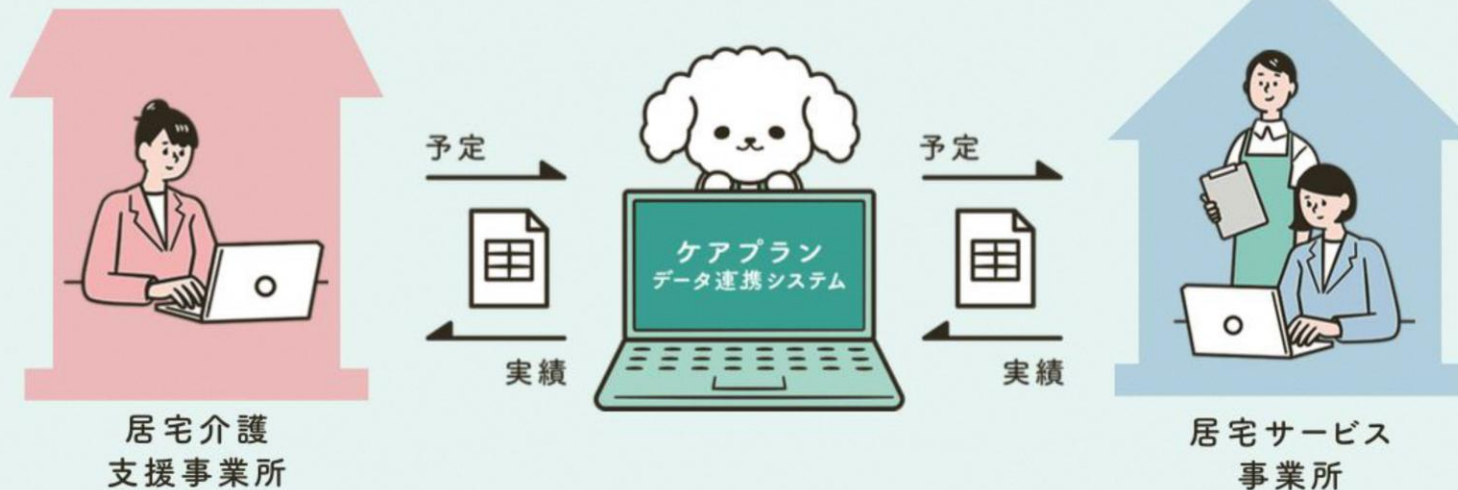
公益社団法人
国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

1. はじめに

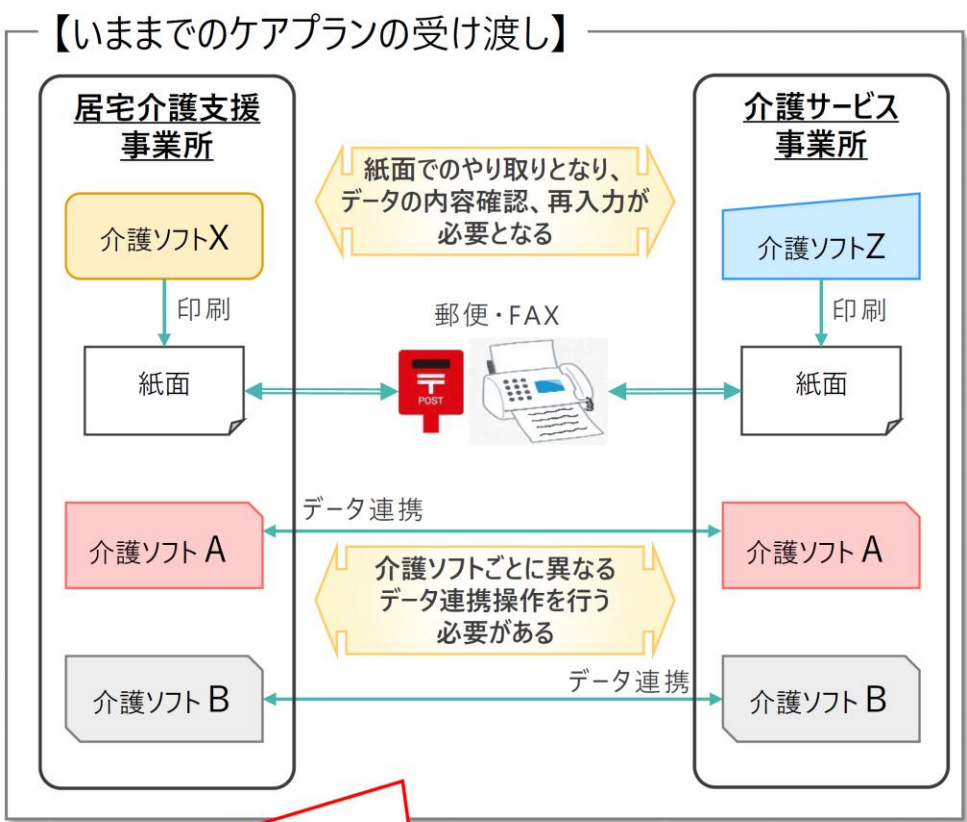
ケアプランデータ連携システム

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、
オンラインで完結できる仕組みです。

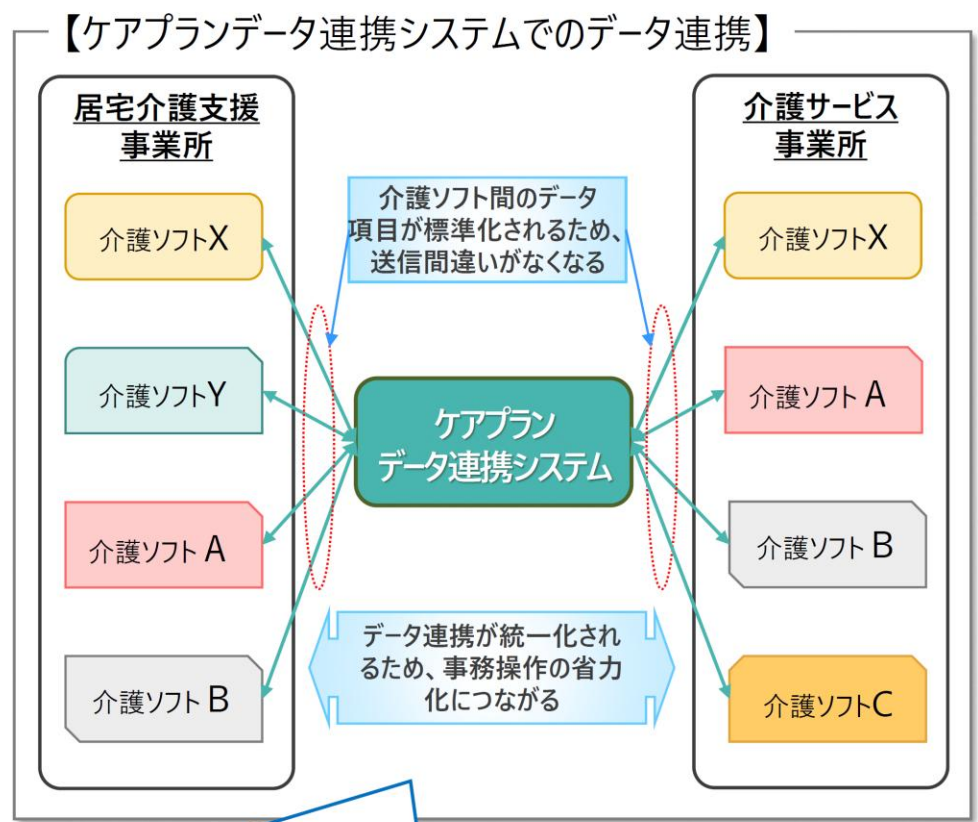


2. システム活用による効果

「ケアプランデータ連携システム」をご利用することで、**連携作業の標準化、一元化**が図れます。



**ケアプランデータの受け渡し方法が乱立
連携事務の負担が増えている**



**ケアプランデータの受け渡し方法を標準化、統一化
連携事務の負担削減を図ることが可能**

(3) 行田市ケアプランデータ連携システムライセンス料等補助金

市HP「ケアプランデータ連携システムのライセンス料等を補助します」

https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/kenkouhukushibu/koreisha_fukushi/hojo_josei/11306.html



補助対象者

本市に住所を有する介護サービス事業所

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次条に規定する補助金の交付の対象となる経費について、当該補助金交付の申請をしようとする年度において、他の法令又は予算制度による補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 本市の市税等に滞納がないこと(既に分割納付中又は分割納付誓約書を提出した場合を含む。)
- (3) 代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

補助対象経費及び補助額

- (1) ライセンス料 1事業所当たり年額21,000円
- (2) 初期導入支援費用 実際に要した初期導入支援費用の額とし、1事業所当たり10,000円を上限とする。

補助金の交付期間

- (1) ライセンス料に係る補助金については、システムを導入した年度から3年間とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、他の法令又は予算制度により同様の補助金の交付を受けた場合は、その補助金の交付を受けた翌年度から3年間とする。
- (3) 初期導入支援費用に係る補助金については、システムを導入した年度のみとする。